

平成 28 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ク リ ヨ ウ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 米 山 大 介  
(コード番号：1384 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 企 画 部 長 進 藤 正 紀  
(TEL 011-812-1131)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 10 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は昭和 24 年に北海道小樽市にて「北海道糧食株式会社」として創業し、当初は飼料販売及び乾麺の製造販売を主な事業としておりました。その後昭和 47 年に株式会社ホクリヨウに商号変更し、本格的に採卵養鶏に主軸を置くようになりました。

以来、当社の製品である鶏卵の衛生・品質管理を徹底することにより消費者及び小売業者の皆様からの信頼を獲得するとともに、卸を通さない独自の直接販売体制を構築し、更に、M&A を推進して道内同業者の事業・資産等を取得するなどして業容を拡大してまいりました。

現在では、当社の道内鶏卵販売シェアは約 50%を占めるに至りましたが、今後更なる成長を遂げていくため、平成 26 年 4 月に株式会社第一ポトリーフーム（岩手県）の全株式を取得し、本州における鶏卵の製造販売を開始致しました。

今般の新株式発行による資金調達は、当社グループの更なる発展を企図し、当社グループの設備投資資金に充当すべく行うものであります。

具体的には、現在計画中の設備投資案件のうち、本年 4 月に公表いたしました輪厚液卵工場の新設資金及び株式会社第一ポトリーフーム盛岡農場の成鶏舎建替え資金の一部への充当を予定しております。

輪厚液卵工場は、これまで委託製造だった液卵及び温泉卵を自社製造に切り替えるために建設するものです。これを機に、液卵・温泉卵といった業務用・加工用市場向けの販売を大きく伸ばさせ、将来的には加工部門を更に強化していくことが可能となり、延いては当社事業領域の拡大及び中長期的な収益基盤の安定化に繋がるものと考えております。

株式会社第一ポトリーフーム盛岡農場の成鶏舎建替えについては、成鶏舎を当社道内設備と同様の仕様で衛生・品質管理等を実施することにより、当社グループの本州における鶏卵製造販売事業の効率化及び規模拡大に貢献すると考えております。

また、本資金調達は当社グループの資金需要を充足するだけでなく、資本の増加による財務基盤の強化を通じて、当社グループの基本戦略のひとつである積極的なM&Aの推進を財務面で下支えすると考えられます。

本調達資金により、株主をはじめとする全ステークホルダーの期待に応えるべく、より一層の当社グループの企業価値向上に取り組んでまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社株主を売出人とする株式の売出しにつきましては、当社株式の分布状況の改善並びに流動性の向上を目指して実施するものであります。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 6 月 20 日(月)から平成 28 年 6 月 23 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額のうち、資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額と発行価格等決定日前日における当社の資本金の額との合計金額（100 万円未満の額は 100 万円単位に切り上げるものとする。）から発行価格等決定日前日における当社の資本金の額を減じた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 28 年 6 月 27 日(月)から平成 28 年 6 月 30 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 米山 大介に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 300,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 米 山 貞 子

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。  
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 28 年 6 月 28 日（火）から平成 28 年 7 月 1 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 米山 大介に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 195,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 195,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 米山 大介に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から 195,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、195,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から平成28年7月22日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年7月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

## 2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	7,459,000株（平成28年6月10日現在）
公募増資による増加株式数	1,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	8,459,000株

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額916,470,000円については、500,000,000円を平成29年8月期末までに液卵及び温泉卵の製造工場建設のための設備投資資金に、416,470,000円を平成29年8月期末までに子会社への投融資資金に、残額が生じた場合には平成29年8月期末までに返済期限の到来する借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

液卵及び温泉卵の製造工場建設のための設備投資資金については、平成28年12月竣工予定の輪厚工場新設のための資金の一部に充当するものであります。液卵及び温泉卵については、現在当社は協力会社に製造委託を行い、協力会社から提供された製品の販売を行っております。今回、液卵及び温泉卵の製造工場を新設し、自社製造に切り替えることにより、液卵及び温泉卵の販売の拡大を図り、これまで一般家庭向けテーブルエッグの食卓市場向けと比べて販売の割合が低かった業務用・加工用市場へのアクセスを強化することにより、安定的な収益基盤を構築してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

子会社への投融資資金については、当社子会社である株式会社第一ポーターリーファームへの貸付けに充当する予定であり、株式会社第一ポーターリーファームは当該資金を盛岡農場における成鶏舎L3及びL4の建替えのための設備投資資金に充当する予定であります。これにより、盛岡農場における成鶏舎設備が当社道内設備と同仕様のものに置き換わり、株式会社第一ポーターリーファームにおける成鶏飼育のより一層の安定化・効率化につながるものと考えております。

なお、当社グループの設備計画の内容は、平成28年6月10日現在（ただし、既支払額については平成28年4月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社輪厚工場	北海道北広島市	鶏卵事業	液卵及び温泉卵の製造工場	1,000,000	95,420	増資資金及び銀行借入(注)4.	平成28年5月	平成28年12月	400t/月
当社登別農場	北海道登別市	鶏卵事業	成鶏舎L2の建替え	210,000	77,704	増資資金及び自己資金(注)5.	平成27年11月	平成28年7月	(注)2.
当社早来農場	北海道勇払郡早来町	鶏卵事業	育成舎W2の建替え	203,000	1,037	自己資金	平成28年5月	平成28年11月	(注)2.
当社札幌GP	北海道北広島市	鶏卵事業	選別機入替え	250,000	—	銀行借入及び自己資金	平成29年7月	平成29年7月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファーム盛岡農場	岩手県岩手郡岩手町	鶏卵事業	成鶏舎L1の建替え	240,000	166,279	銀行借入及び増資資金(注)5.、6.	平成27年8月	平成28年3月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファーム盛岡農場	岩手県岩手郡岩手町	鶏卵事業	成鶏舎L2の建替え	240,000	166,279	銀行借入及び増資資金(注)5.、6.	平成27年8月	平成28年6月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファーム盛岡農場	岩手県岩手郡岩手町	鶏卵事業	成鶏舎L3の建替え	230,000	—	増資資金及び自己資金(注)4.、6.	平成28年6月	平成29年2月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファーム盛岡農場	岩手県岩手郡岩手町	鶏卵事業	成鶏舎L4の建替え	230,000	—	増資資金及び自己資金(注)4.、6.	平成28年6月	平成29年5月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファームはまなす農場	岩手県九戸郡洋野町	鶏卵事業	成鶏舎L13の建替え	135,000	—	銀行借入及び自己資金	平成28年8月	平成29年1月	(注)2.
株式会社第一ポーターリーファームはまなす農場	岩手県九戸郡洋野町	鶏卵事業	成鶏舎L5の建替え	135,000	—	銀行借入及び自己資金	平成29年2月	平成29年7月	(注)2.

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 建替え・入替え前後の生産能力に大幅な変動はありません。

3. L1からL5及びL13並びにW2は鶏舎番号を表します。

4. 当該増資資金は、平成28年6月10日の取締役会において決議した公募増資によるものであります。

5. 当該増資資金は、平成27年1月14日の取締役会において決議した公募増資及び第三者割当増資によるものであります。

6. 当該増資資金は、当社から株式会社第一ポーターリーファームへの貸付けを経て、当該設備投資に充当される予定であります。

## (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

## (3) 業績に与える影響

今期の連結業績予想につきましては、平成28年4月13日付で公表いたしました平成28年8月期の連結業績予想に変更はありません。今回の調達資金を上記(1)の記載の使途に充当することにより、中長期的な収益の向上ならびに財務基盤の強化に寄与するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元が経営上の最重要課題の一つであると考え、業績と企業体質の強化を総合的に勘案し、安定した配当を実施することを、基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。但し、状況により中間配当を行えることとしており、この決定機関は取締役会であります。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、企業体質の強化、将来の事業活動の強化、市場ニーズに応える生産設備、製造設備の強化を中心とした有効投資に備える予定であります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
1株当たり連結当期純利益	－円	9.39円	100.14円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	20.0円 (－円)	12.0円 (－円)
実績連結配当性向	－%	71.0%	12.0%
自己資本連結当期純利益率	－%	1.4%	14.4%
連結純資産配当率	－%	1.0%	1.7%

(注) 1. 平成25年8月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。

2. 当社は平成26年11月12日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。平成26年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算出しております。

3. 平成26年8月期の1株当たり年間配当金につきましては、平成26年11月12日付の株式分割を考慮していない金額を記載しており、期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金は6円67銭となります。

4. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成26年8月期の実績配当性向につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

5. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。なお、平成26年8月期の連結純資産配当率につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

#### 5. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	増資後資本準備金
平成27年2月19日	一般募集 553,150千円	577,325千円	276,575千円
平成27年3月23日	第三者割当増資 140,415千円	647,532千円	346,782千円

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
始 値	－円	－円	501円	784円
高 値	－円	－円	1,047円	1,178円
安 値	－円	－円	473円	695円
終 値	－円	－円	789円	1,015円
株価収益率	－倍	－倍	7.88倍	－倍

- (注) 1. 当社は平成27年2月20日に東京証券取引所に上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 平成28年8月期の株価については、平成28年6月9日現在で表示しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。なお、平成28年8月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

#### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である米山貞子並びに当社株主である米山恵子及び米山大介は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。